

令和5年度 第3回富山地方最低賃金審議会議事録

1. 日時 令和5年8月1日（火） 13:30～14:50
2. 場所 富山労働局5階大会議室（会議室501～503）
3. 出席者
公益代表委員 長尾会長、高倉会長代理、柳原委員、両角委員、堀岡委員
労働者代表委員 中野委員、大森委員、黒川委員、山本委員、鈴木委員
使用者代表委員 寺山委員、江下委員、八田委員、森口委員
事務局 吉岡労働局長、福永労働基準部長、
山越賃金室長、河合賃金室長補佐

4. 議事次第

- (1) 令和5年度地域別最低賃金額改定の目安について（伝達）
- (2) 労働経済等関係指標について
- (3) 最低賃金に関する基礎調査結果について
- (4) 公示による関係労使の意見聴取に係る報告について
- (5) その他

5. 資料

別添のとおり

6. 議事内容

[河合賃金室長補佐] 定刻となりましたので、ただ今から令和5年度第3回本審の開催をお願いしたいと存じます。

本日は、使用者代表の和田委員が御欠席でございますが、定足数を満たしておりますので、本会議が有効に成立しておりますことを御報告いたします。

それでは、開会にあたりまして、富山労働局長の吉岡より御挨拶申し上げます。

[吉岡労働局長] 委員の皆様には、大変お忙しい中、非常に暑い中、本審議会に御出席を賜り誠にありがとうございます。また、日頃より労働行政に格別の御理解と御協力を賜りまして、重ねて御礼申し上げます。

本日は、令和5年7月28日に中央最低賃金審議会から答申のあった「令和5年度地域別最低賃金額改定の目安」についてお伝えさせていただきます。

既に報道等で御案内のとおり、今年度の改定額の目安は、富山県を含むBランクで40円とされました。これは、最低賃金額を時間額のみで表示するようになった平成14年以降最大となります。

中央における目安審議の結審を受けて、既に色々な報道がなされておりますが、中賃の答申にもありますとおり、地方最低賃金審議会における自主性の発揮が強く期待されることから、当審議会としてはまさにこれからが本番と考えております。

当審議会におきましては、これまでも、現下の情勢や地域の実情等を踏まえつつ、最低賃金額の改定について、慎重かつ丁寧に御審議いただきまいりました。

今年度につきましても、貴重なお時間を頂戴し、また、色々と御負担をおかけすることもあるかと存じますが、何とぞ御協力を賜りますようお願い申し上げます。

当局としましては、審議の結果を最大限尊重させていただき所存です。

公・労・使とそれぞれ異なる立場から十分に御議論いただいた上で、一定の結論が導かれることを御祈念申し上げまして、私からのあいさつとさせていただきます。

どうぞよろしくお願いいたします。

[河合賃金室長補佐] この後は、長尾会長に進行をお願いします。

[長尾会長] ただ今から令和5年度第3回富山地方最低賃金審議会を開催します。なお、本日の審議会は「公開」としておりますので御承知おき願います。

それでは、議事に入ります。議事1の「地域別最低賃金額改定の目安について」につきまして、令和5年7月28日に中央最低賃金審議会から厚生労働大臣に答申がなされております。

その内容について、事務局から説明してください。

[山越賃金室長] このたび中央最低賃金審議会から示されました、今年度の地域別最低賃金額改定の目安につきまして伝達させていただきます。

今年度の地域別最低賃金額改定の目安につきましては、6月30日に厚生労働大臣から中央最低賃金審議会に対し諮問が行われ、目安小委員会における計5回にわたる審議を経て、7月28日に厚生労働大臣へ答申がなされたところです。

目安小委員会の委員長も務められた中央最低賃金審議会 藤村会長から、この目安答申について、動画によるメッセージを頂戴する予定でしたが、今回藤村会長の体調不良により、戎野会長代理からメッセージをいただいておりますので、放映いたします。

皆様、会場に設けましたモニターを御覧ください。

(中央最低賃金審議会会長代理のビデオメッセージを放映)

[戎野会長代理] 中央最低賃金審議会の戎野と申します。

令和5年度地域別最低賃金改定の目安について、中央最低賃金審議会答申を踏まえまして、メッセージをお伝えしたいと思います。

本来であれば、藤村会長がお伝えすべきところではありますが、会長が体調不良のため、会長代理であります私よりお話申し上げたいと思います。どうぞよろしくお願いいたします。

1点目はこのビデオメッセージの趣旨です。

令和5年4月6日にとりまとめられた、「目安制度の在り方に関する全員協議会報告」において、目安の位置づけの趣旨が、地方最低賃金審議会の各委員にも確実に伝わるよう、都道府県労働局への周知方法について検討することを事務局に対し要望されました。

これを受けまして、目安の位置づけの趣旨に加え、この度中央最低賃金審議会においてとりまとめられた令和5年度の最低賃金改定の目安について、地方最低賃金審議会の委員に直接伝達されるよう、私からビデオメッセージを送らせていただくこととなりました。地方最低賃金審議会の委員の皆様におかれましては、視聴いただく場を設けることとなった次第です。

視聴いただく皆様には、これから本格化する今年度の地方最低賃金額の改定に向けた議論に向け、改めて、目安並びに今年の公益委員見解の趣旨について、理解を深める機会としていただきたいと思います。

2点目は、目安の位置付けです。

目安は、令和5年全員協議会報告や、令和5年度目安小委報告に記載しておりますとおり、「目安は、地方最低賃金審議会が審議を進めるに当たって、全国的なバランスを配慮するという観点から参考にされるべきものであり、地方最低賃金審議会の審議決定を拘束するものではない」ことを改めて認識いただきたいと思います。

従いまして、公労使での真摯な議論の結果、目安どおりとなることもあれば、目安を上回ることも、あるいは目安を下回ることもありうるものであります。地方最低賃金審議会におかれましては、目安及び公益委員見解で述べている3要素のデータに基づく目安決定の根拠等を十分に参酌し、公労使の三者でしっかりと議論を尽くした上での決定を心がけていただきたいと思います。

3点目は、令和5年度目安のポイントです。

今年度の目安についても、3要素のデータに基づき納得感のあるものとなるよう、公労使で5回に渡って真摯に議論を重ねてまいりました。この結果、目安額については、Aランク41円、Bランク40円、Cランク39円となりました。

3要素のそれぞれの評価のポイントについて、簡潔に御説明申し上げます。

まず、「賃金」についてです。

連合及び経団連が公表しました賃上げ率は、30年ぶりの高い水準となっております。また、賃金改定状況調査の第4表①②の男女計及び一般・パート計についても、平成14年以降最大となる、2.1%という結果でありました。継続労働者に限定した第4表③は2.5%でありました。

次に、「通常の事業の賃金支払能力」についてです。これは、個々の企業の賃金支払能力を指すものではないと解され、これまでの目安審議においても、業況の厳しい産業や企業の状況のみを見て議論するのではなく、各種統計資料を基に議論を行ってまいりました。

各種統計資料を見ますと、改善がみられる資料もいくつかありました。

しかしながら、今年度の議論におきましては、企業の支払能力の厳しさを示すものとして、価格転嫁の状況が特に注目されました。価格転嫁が進んでいる企業も増加する一方で、転嫁が進まない企業も増えておりまして、2極化がみられました。価格転嫁が不十分な状況が、賃上げ原資確保を難しくしている状況にもつながっている、その状況にも留意をいたしました。

最後に、3要素のうち、今年度の公益委員見解で最も重視した、「労働者の生計費」についてです。ここは少し詳しく申し上げたいと思います。消費者物価指数については、昨年の改定後の最低賃金額が発効した10月から今年6月までの「持家の帰属家賃を除く総合」の対前年同期比は4.3%と、全国加重平均の最低賃金の引上げ率3.3%を上回る水準でありました。

直近の月次を見ると、対前年同月比で、今年4月に4.1%、5月に3.8%、6月に3.9%となっております。昨年10月から今年1月にかけて「持家の帰属家賃を除く総合」4%超え、5%以上にも達する高い伸びとなった時期と比べますと対前年同月比の上昇幅は縮小

傾向にあります。しかしながら引き続き高い水準であります。

消費者物価指数の「総合」、とりわけ「基礎的支出項目」といった必需品的な支出項目については、経済産業省が実施するエネルギー価格の負担軽減策である「電気・ガス価格激変緩和対策事業」の影響で一定程度押し下げられております。「総合」では、6月は1%ポイント押し下げられているという試算が出ております。

なお、6月の使用分から電気の規制料金の値上げが行われている上に、当該事業の適用は、9月使用分までとされておりまして、10月使用分以降の扱いについては現時点では決まっていないことを確認しております。

このような中、最低賃金に近い賃金水準の労働者の購買力を維持する観点から、最低賃金が消費者物価を一定程度上回る水準であることが必要であると考えております。さらに、昨年以來、継続的に消費者物価の高騰が見られる状況であり、昨年の改定後の最低賃金額が発効した10月から今年6月までの消費者物価指数の対前年同期比は4.3%と、昨年度の全国加重平均の最低賃金の引上げ率3.3%を上回る高い伸び率であったことも踏まえることが、今年度は適当と考えました。

こうした3要素のデータを総合的に勘案しまして、今年度は4.3%を基準としてランク別の目安額を検討することといたしました。

次にランクごとの目安額についてです。新しい資本主義実行計画などの閣議決定文書においても、「今後とも、地域別最低賃金の最高額に対する最低額の比率を引き上げる等、地域間格差の是正を図る」とされていることも踏まえ、地域間格差への配慮の観点からも少なくとも地域別最低賃金の最高額に対する最低額の比率を引き続き上昇させていくことが必要であると考えました。

その上で、賃金改定状況調査の第4表や、消費者物価指数のランク別上昇率を見ますと、各ランクに大きな状況の差異があるとは言いがたいと思います。しかしながら、地域別最低賃金額が相対的に低い地域における負担増にも一定の配慮が必要であることから、Aランク、Bランク、Cランクの目安額の差は1円とすることが適当であると考えました。

公益委員見解で参照したデータについては、別添の「参考資料」としてまとめておりますので参照していただきたいと思っております。また、これまで目安に関する小委員会でも提示いたしました資料については、地域別のもも含まれておりますので、適宜参照いただければと思っております。

また、今般の最低賃金改定の目安は、過去最高額となる高い額でありまして、地方最低賃金審議会の委員の中には、なかなか受け入れがたいとの御意見があることも認識しております。こうしたことも踏まえまして、中央最低賃金審議会の公益委員といたしましても、今年度の最低賃金の引上げが着実に進むよう、政府に対して、中小企業・小規模事業者が継続的に賃上げしやすい環境整備を行うよう各種要望を例年以上に盛り込んだところでもあります。

具体的には、生産性向上の支援につきましては、可能な限り多くの企業が各種の助成金等を受給し、賃上げを実現できるように、政府の掲げる生産性向上等への支援の一層の強化を求めました。特に、業務改善助成金につきましては、対象となる事業場を拡大するとともに、最低賃金引上げの影響を強く受ける小規模事業者が活用しやすくなるよう、より一層の実効性ある支援の拡充と、最低賃金の地域間格差を是正しつつ、引き上げていくた

めに、最低賃金が相対的に低い地域における重点的な支援の拡充を強く要望いたしております。

さらに、中小企業・小規模事業者において業務改善助成金の活用を推進するための周知等の徹底を要望いたしました。

加えて、中小企業・小規模事業者の賃上げ実現に向けて、賃上げ税制や補助金等における賃上げ企業の優遇、ものづくり補助金、事業再構築補助金等を通じた生産性向上等への支援の一層の強化に取り組むことが必要であること、赤字法人においても賃上げを促進するため、課題を整理した上で、税制を含めて更なる施策を検討することも必要であることも記載いたしました。さらに、中小企業・小規模事業者がこれらの施策を一層活用できるよう、周知等の徹底も要望したところであります。

さらに、価格転嫁対策については、「中小企業・小規模事業者の賃上げには労務費の適切な転嫁を通じた取引適正化が不可欠である」という考え方を社会全体で共有するとともに、中小企業・小規模事業者が賃上げの原資を確保できるよう、労務費、原材料費、エネルギーコストの上昇分の適切な転嫁に向けた取組の強化を要望いたしました。

4点目は、発効日についてです。

発効日については、10月1日にこだわらず、賃上げ効果を速やかに波及させるために前倒しすべきという意見もあれば、引き上げの準備のために後ろ倒しすべきという意見もあると承知いたしております。

令和5年全員協議会報告において、発効日とは審議の結果で決まるものであり、発効の時点の規定する最低賃金法第14条第2項におきましても発効日は公労使で議論して決定できるとされています。このことを、地方最低賃金審議会の委員に周知することが適当であるというふうに記載されています。この趣旨を踏まえまして、丁寧な議論を行っていただきたいと思っております。

5点目、最後になりますが、これは公労使による真摯な議論についてです。

これまで述べてきましたとおり、目安額を示す際に、様々な資料に基づいて公労使で真摯な議論を行ってきたところであります。地方最低賃金審議会におきましても、公労使による真摯な議論が行われますことを期待しております。中央最低賃金審議会の委員として、地方最低賃金審議会の審議の結果については、注目していきたいと思っております。皆様には、中央最低賃金審議会の報告も参考になさって、公労使による真摯な議論をお願いしたいと存じます。

以上です。どうもありがとうございました。

[山越賃金室長] それでは、あらためて、目安答申の内容を説明いたします。

資料No.1を御覧ください。

答申文の「記」以下を読み上げさせていただきます。

- 1 令和5年度地域別最低賃金額改定の目安については、その金額に関し意見の一致をみるに至らなかった。
- 2 地方最低賃金審議会における審議に資するため、上記目安に関する公益委員見解(別紙1)及び中央最低賃金審議会目安に関する小委員会報告(別紙2)を地方最低賃金審議会に提示するものとする。

- 3 地方最低賃金審議会の審議の結果を重大な関心をもって見守ることとし、同審議会において、別紙1の2に示されている公益委員の見解を十分参酌され、自主性を発揮されることを強く期待するものである。
- 4 中小企業・小規模事業者が継続的に賃上げしやすい環境整備の必要性については労使共通の認識であり、政府の掲げる「成長と分配の好循環」と「賃金と物価の好循環」を実現するためにも、特に地方、中小企業・小規模事業者に配慮しつつ、生産性向上を図るとともに、官公需における対応や、価格転嫁対策を徹底し、賃上げの原資の確保につながる取組を継続的に実施するよう政府に対し要望する。
- 5 生産性向上の支援については、可能な限り多くの企業が各種の助成金等を受給し、賃上げを実現できるように、政府の掲げる生産性向上等への支援の一層の強化を求める。特に、事業場内で最も低い時間給を一定以上引き上げ、生産性向上に取り組んだ場合に支給される業務改善助成金については、対象となる事業場を拡大するとともに、最低賃金引上げの影響を強く受ける小規模事業者が活用しやすくなるよう、より一層の実効性ある支援の拡充に加え、最低賃金が相対的に低い地域における重点的な支援の拡充を強く要望する。さらに、中小企業・小規模事業者において業務改善助成金の活用を推進するための周知等の徹底を要望する。
- 6 中小企業・小規模事業者の賃上げ実現に向けて、賃上げ税制や補助金等における賃上げ企業の優遇、ものづくり補助金、事業再構築補助金等を通じた生産性向上等への支援の一層の強化に取り組むことが必要である。その際、赤字法人においても賃上げを促進するため、課題を整理した上で、税制を含めて更なる施策を検討することも必要である。さらに、中小企業・小規模事業者がこれらの施策を一層活用できるよう、周知等の徹底を要望する。
- 7 価格転嫁対策については、「中小企業・小規模事業者の賃上げには労務費の適切な転嫁を通じた取引適正化が不可欠である」という考え方を社会全体で共有し、「パートナーシップによる価値創造のための転嫁円滑化施策パッケージ」（令和3年12月）・「改正振興基準」（令和4年7月）に基づき、中小企業・小規模事業者が賃上げの原資を確保できるよう、労務費、原材料費、エネルギーコストの上昇分の適切な転嫁に向けた取組の強化を要望する。また、行政機関が民間企業に業務委託を行っている場合に、年度途中の最低賃金額改定によって当該業務委託先における最低賃金の履行確保に支障が生じることがないように、発注時における特段の配慮を要望する。

次に、別紙1の「令和5年度地域別最低賃金額改定の目安に関する公益委員見解」を御覧ください。

1には、引上げ額の目安が記載されております。

富山はBランクに区分されておりますが、引上げ額の目安は、40円とされています。

続いて、2を御覧ください。

2(1) 目安小委員会は、今年度の目安審議に当たって、令和5年全員協議会報告の1(2)で「最低賃金法第9条第2項の3要素のデータに基づき労使で丁寧に議論を積み重ねて目安を導くことが非常に重要であり、今後の目安審議においても徹底すべきである」と合意されたことを踏まえ、特に地方最低賃金審議会における自主性発揮が確保できるよう整備充実や取捨選択を行った資料を基にするとともに、「新しい資本主義のグランドデザ

イン及び実行計画 2023 改訂版」及び「経済財政運営と改革の基本方針 2023」に配意し、最低賃金法第 9 条第 2 項の 3 要素を考慮した審議を行ってきた。

ア 賃金

まず、賃金に関する指標を見ると、春季賃上げ妥結状況における賃金上昇率は、連合の第 7 回（最終）集計結果で、全体で 3.58%、中小でも 3.23%となっており、30 年ぶりの高い水準となっている。さらに、有期・短時間・契約等労働者の賃上げ額（時給）の加重平均の引上げ率の概算は 5.01%となっている。経団連による春季労使交渉月例賃金引上げ結果では、大手企業で 3.91%、中小企業では 2.94%となっている。賃金改定状況調査結果については、第 4 表①②における賃金上昇率（ランク計）は 2.1%であり、最低賃金が時間額のみで表示されるようになった平成 14 年以降最大値であった昨年度の結果（1.5%）を上回っている。また、平成 14 年以降、第 4 表①②における賃金上昇率（男女計及び一般・パート計）は、今年度初めて全てのランクで 2%以上の結果であった。さらに、継続労働者に限定した第 4 表③における賃金上昇率（ランク計）は 2.5%となっており、これも昨年（2.1%）を上回った。この第 4 表は、目安審議における重要な参考資料であり、同表における賃金上昇率を十分に考慮する必要がある。

イ 通常の事業の賃金支払能力

通常の事業の賃金支払能力については、個々の企業の賃金支払能力を指すものではないと解され、これまでの目安審議においても、業況の厳しい産業や企業の状況のみを見て議論するのではなく、各種統計資料を基に議論を行ってきた。関連する指標を見ると、法人企業統計における企業利益（売上高経常利益率）については、令和 3 年は 6.3%であるところ、令和 4 年は 6.6%と安定している。また、業況判断 D I を見ても、日銀短観では、令和 4 年 6 月は +2 であったものの、令和 5 年 6 月は +8 と上昇し、また、中小企業景況調査では、令和 4 年 4～6 月の▲19.4 から今年 4～6 月には▲10.5 となっているように、昨年からさらに改善が見られる。

なお、昨年はコロナ禍の影響が引き続き見られた「宿泊業、飲食サービス業」においても、令和 4 年の売上高経常利益率は 0.0%と 3 年ぶりにマイナスから脱し、今年 1～3 月期は +1.1%と改善しており、加えて日銀短観による業況判断 D I は、令和元年 9 月から令和 4 年 9 月までマイナスだったものの、令和 5 年 6 月には +25 と大幅に改善している。

しかしながら、中小企業・小規模事業者が賃上げの原資を確保するためにも一層重要性が増している価格転嫁は、いまだ不十分な状況にある。価格転嫁については、中小企業庁が公表した令和 5 年 3 月の価格交渉促進月間のフォローアップ調査によると、前回令和 4 年 9 月の価格交渉促進月間のフォローアップ調査と比べて、コスト上昇分のうち高い割合（10 割、9 割～7 割）を価格転嫁できたとする企業の割合が増加（35.6%→39.3%）し、転嫁状況は一部では好転する一方、「全く転嫁できない」又は「減額された」とする企業の割合も増加（20.2%→23.5%）しており、二極化が進行している。また、コスト要素別にみると、原材料費は転嫁率が約 48%である一方、エネルギーコストや労務費コストはこれに比べて約 11～13%ポイント低い水準であることを踏まえると、賃上げ原資を確保することが難しい企業も多く存在する。

さらに、国内企業物価指数は、今年 6 月（速報値）は対前年同月比 4.1%と昨年より

低下しているが、まだ消費者物価指数を上回っている状況である。

なお、賃金改定状況調査の第4表における賃金上昇率は、企業において賃金支払能力等も勘案して賃金決定がなされた結果であると解釈できるところ、春季賃上げ妥結状況の結果と一定程度差が生じている要因は、それぞれの調査対象企業の規模等が異なるためであると考えられ、また、法人企業統計調査における従業員一人当たり付加価値額をみると、一般に資本金規模が小さい企業ほど労働生産性は低いことから、企業規模により、賃上げ原資の程度が異なることに留意する必要がある。

ウ 労働者の生計費

労働者の生計費については、関連する指標である消費者物価指数を見ると、昨年改定後の最低賃金額が発効した10月から今年6月までの「持家の帰属家賃を除く総合」の対前年同期比は4.3%と、全国加重平均の最低賃金の引上げ率(3.3%)を上回る水準となった。直近の月次を見ると、対前年同月比で、今年4月に4.1%、5月に3.8%、6月に3.9%となっており、昨年10月から今年1月にかけて「持家の帰属家賃を除く総合」が4%を超え、5%以上にも達する高い伸びとなった時期と比べると対前年同月比の上昇幅は縮小傾向であるが、引き続き高い水準である。また、消費者物価指数の「総合」、とりわけ「基礎的支出項目」といった必需品的な支出項目については、経済産業省が実施するエネルギー価格の負担軽減策である「電気・ガス価格激変緩和対策事業」の影響で一定程度押し下げられている(「総合」では、6月は1%ポイント押し下げられていると試算されている)。なお、6月の使用分から電気の規制料金の値上げが行われている上に、当該事業の適用は、9月使用分までとされており、10月使用分以降の扱いについては現時点では決まっていない。加えて、価格転嫁が進んだ場合には、さらに消費者物価の上昇もありうる。消費者物価の上昇が続く中では、最低賃金に近い賃金水準の労働者の生活は苦しくなっていると考えられる。

エ 各ランクの引上げ額の見通し

最低賃金について、「新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画2023改訂版」等において、「今年は全国加重平均1,000円を達成することを含めて、公労使三者構成の最低賃金審議会で、しっかりと議論を行う」こととされていることも踏まえ、公労使で真摯に検討を重ねてきた。さらに、特に中小企業で人手不足感が強まり続けており、労働需給逼迫の観点から、人手確保のために賃金上昇圧力が高まって、業績に関係なく賃金を引き上げた場合が一定程度あることを考慮すべきという意見も踏まえて議論を行った。

この結果、ア～ウで触れたように、①賃金については、春季賃上げ妥結状況における賃金引上げ結果は30年ぶりの高い水準となっていることに加え、今年度の賃金改定状況調査結果第4表①②における賃金上昇率は、平成14年以降最大であり、男女計及び一般・パート計において全てのランクで初めて2%以上となった。

②通常の事業の賃金支払能力については、企業の利益や業況において、昨年からの改善傾向は見られる。しかし、中小企業・小規模事業者が賃上げの原資を確保するために重要な価格転嫁の状況としては、コスト上昇分を7割以上転嫁できた企業の割合が増加した一方、全く転嫁できない又は減額されたとする企業の割合も増加しており、二極化が進行していることや、コスト要素別で見ると、特にエネルギーコストや労務費コスト

の価格転嫁が十分でないことから賃上げ原資を確保することが難しい企業も多く存在する。また、第4表と春季賃上げ妥結状況の差からも、小規模事業者は賃金支払能力が相対的に低い可能性がある。そうした中で、最低賃金は、企業の経営状況にかかわらず、労働者を雇用する全ての企業に適用され、それを下回る場合には罰則の対象となることも考慮すれば、引上げ率の水準には一定の限界があると考えられる。

③しかしながら、労働者の生計費については、足元の消費者物価指数は、時限的なエネルギー価格の負担軽減策により上昇率が押し下げられているにもかかわらず、対前年同月比4%前後と引き続き高い水準であること、さらには消費者に対する価格転嫁が進みつつあることも踏まえ、最低賃金に近い賃金水準の労働者の購買力を維持する観点から、最低賃金が消費者物価を一定程度上回る水準であることが必要である。さらに、昨年以來、継続的に消費者物価の高騰が見られる状況であることから、昨年の改定後の最低賃金額が発効した10月から今年6月までの消費者物価指数の対前年同期比は4.3%と、昨年度の全国加重平均の最低賃金の引上げ率(3.3%)を上回る高い伸び率であったことも踏まえることが、今年度は適当と考えられる。

これらを総合的に勘案し、また、賃上げの流れの維持・拡大を図り、非正規雇用労働者や中小企業にも波及させることや、最低賃金法第1条に規定するとおり、最低賃金制度の目的は、賃金の低廉な労働者について賃金の最低額を保障し、その労働条件の改善を図り、国民経済の健全な発展に寄与するものであることにも留意すると、今年度の各ランクの引上げ額の見安(以下「見安額」という。)を検討するに当たっては4.3%を基準として検討することが適当であると考えられる。

各ランクの見安額については、「新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画2023改訂版」等において、「最低賃金の地域間格差に関しては、最低賃金の見安額を示すランク数を4つから3つに見直したところであり、今後とも、地域別最低賃金の最高額に対する最低額の比率を引き上げる等、地域間格差の是正を図る」とされていることも踏まえ、地域間格差への配慮の観点から少なくとも地域別最低賃金の最高額に対する最低額の比率を引き続き上昇させていくことが必要である。

その上で、賃金改定状況調査結果第4表①②における賃金上昇率はAランクが、第4表③における賃金上昇率はCランクが最も高くなっている。一方、今年1～6月の消費者物価の上昇率は、Aランクがやや高めに推移している。雇用情勢としては、B・Cランクで相対的に良い状況であること等も考慮すれば、各ランクで大きな状況の差異があるとは言いがたい。しかしながら、地域別最低賃金額が相対的に低い地域における負担増にも一定の配慮が必要であることから、Aランク、Bランク、Cランクの見安額の差は1円とすることが適当であると考えられる。この結果、仮に見安どおりに各都道府県で引上げが行われた場合は、最高額に対する最低額の比率は79.6%から80.1%となり、地域間格差は比率の面で縮小することとなる。

オ 政府に対する要望

見安額の検討に当たっては、最低賃金法第9条第2項の3要素を総合的に勘案することを原則としながら、今年度は、消費者物価の上昇が続いていることや、昨年10月から今年6月までの消費者物価指数の対前年同期比は4.3%と、昨年度の全国加重平均の最低賃金の引上げ率(3.3%)を上回る高い伸び率であったこともあり、結果として、こ

の3要素のうち、特に労働者の生計費を重視した目安額とした。このため、今年度の目安額は、原材料価格やエネルギー価格等が上昇する中、特にエネルギーコストや労務費コストの価格転嫁が十分でないといった企業経営を取り巻く環境を踏まえれば、特に中小企業・小規模事業者の賃金支払能力の点で厳しいものであると言わざるを得ない。

中小企業・小規模事業者が継続的に賃上げしやすい環境整備の必要性については労使共通の認識であり、政府の掲げる「成長と分配の好循環」と「賃金と物価の好循環」を実現するためにも、特に地方、中小企業・小規模事業者に配慮しつつ、生産性向上を図るとともに、官公需における対応や、価格転嫁対策を徹底し、賃上げの原資の確保につながる取組を継続的に実施するよう政府に対し要望する。

生産性向上の支援については、可能な限り多くの企業が各種の助成金等を受給し、賃上げを実現できるように、政府の掲げる生産性向上等への支援の一層の強化を求める。特に、事業場内で最も低い時間給を一定以上引き上げ、生産性向上に取り組んだ場合に支給される業務改善助成金については、対象となる事業場を拡大するとともに、最低賃金引上げの影響を強く受ける小規模事業者が活用しやすくなるよう、より一層の実効性ある支援の拡充を強く要望する。また、最低賃金の地域間格差を是正しつつ、引き上げていくためには、最低賃金が相対的に低い地域において、中小企業・小規模事業者が賃上げしやすい環境整備が必要である。このため、業務改善助成金について、最低賃金が相対的に低い地域における重点的な支援の拡充を強く要望する。さらに、中小企業・小規模事業者において業務改善助成金の活用を推進するための周知等の徹底を要望する。

加えて、中小企業・小規模事業者の賃上げ実現に向けて、賃上げ税制や補助金等における賃上げ企業の優遇、ものづくり補助金、事業再構築補助金等を通じた生産性向上等への支援の一層の強化に取り組むことが必要である。その際、赤字法人においても賃上げを促進するため、課題を整理した上で、税制を含めて更なる施策を検討することも必要である。さらに、中小企業・小規模事業者がこれらの施策を一層活用できるよう、周知等の徹底を要望する。

さらに、価格転嫁対策については、「中小企業・小規模事業者の賃上げには労務費の適切な転嫁を通じた取引適正化が不可欠である」という考え方を社会全体で共有し、「パートナーシップによる価値創造のための転嫁円滑化施策パッケージ」(令和3年12月)・「改正振興基準」(令和4年7月)に基づき、中小企業・小規模事業者が賃上げの原資を確保できるよう、労務費、原材料費、エネルギーコストの上昇分の適切な転嫁に向けた取組の強化を要望する。

カ 地方最低賃金審議会への期待等

目安は、地方最低賃金審議会が審議を進めるに当たって、全国的なバランスを配慮するという観点から参考にされるべきものであり、地方最低賃金審議会の審議決定を拘束するものではない。こうした前提の下、目安小委員会の公益委員としては、目安を十分に参酌しながら、地方最低賃金審議会において、地域別最低賃金の審議に際し、地域の経済・雇用の実態を見極めつつ、自主性を発揮することを期待する。その際、今年度の目安額は、最低賃金が消費者物価を一定程度上回る水準である必要があることや、これまで取り組んできた地域間格差の是正を引き続き図ること等を特に考慮して検討されたものであることにも配慮いただきたいと考える。また、中央最低賃金審議会が地方最低

賃金審議会の審議の結果を重大な関心をもって見守ることを要望する。

なお、公益委員見解を取りまとめるに当たって参照した主なデータは別添のとおりである。

(2) 生活保護水準と最低賃金との比較では、昨年度に引き続き乖離が生じていないことが確認された。

なお、来年度以降の目安審議においても、最低賃金法第9条第3項に基づき、引き続き、その時点における最新のデータに基づいて生活保護水準と最低賃金との比較を行い、乖離が生じていないか確認することが適切と考える。

(3) 最低賃金引上げの影響については、令和5年全員協議会報告の3(1)に基づき、引き続き、影響率や雇用者数等を注視しつつ、慎重に検討していくことが必要である。別添の参考資料は読上げを省略させていただきます。

別紙2は、「目安に関する小委員会報告」ですが、読上げは省略させていただきます。後ほど御確認ください。

以上が、「令和5年度地域別最低賃金額改定の目安について」でございます。

この目安を参考に、富山地方最低賃金審議会における御審議をよろしくお願いいたします。

[長尾会長] 今回初めて中賃の会長代理からのメッセージと事務局からの説明について、御質問等はございますか。

労働者側いかがですか。

[中野委員] 特にありません。今ほど長尾会長からありましたように今回初めて中賃のビデオメッセージを放映されたことで理解が深まったと思っております。

[長尾会長] 使用者側はいかがですか。

[寺山委員] 特に質問はございません。中野委員のほうからもありました、ビデオメッセージを放映されたことで理解ができたと思います。その中でも地方の審議会を拘束するものではないと。場合によっては、金額を上回るケースもあるけれども、下がるケースがあるということが非常に大きいととらえた次第です。

[長尾会長] ありがとうございます。今回初めての試みでしたが、いつも資料のみで語られてきたのが生の声で説明をしていただけたということだと思います。当審議会といたしましても、中賃の答申を尊重して審議してまいりたいと存じますので、御協力をお願いします。

次に、議事2の「労働経済等関係指標について」につきまして、事務局から説明してください。

[山越賃金室長] 労働経済等関係指標につきまして、資料No.2として資料を配付させていただきますので、簡単に御説明いたします。

この資料は、表紙裏面の目次の内容について経年的にグラフや表で示したもので、毎年

事務局から提出している資料です。資料の出所は最終ページに記載のとおりです。時間の関係もありますので、各ページごとの説明は省略させていただき、要点のみ御説明させていただきます。

まず、「生産」についてです。1 ページに、代表的な指標である鉱工業生産指数の推移を掲載しておりますが、全国・富山県とも令和4年は前年と比してわずかに減少傾向でしたが、令和5年に入り上昇傾向に転じています。

次に、「国内需要」についてです。3 ページから6 ページまでに、百貨店等販売額、新車新規登録台数、住宅建設及び投資関連の指標を載せております。百貨店等販売額は前年同期比として令和2年を底にプラスが続いています。新車新規登録台数も令和5年は前年同期比で大きな増改傾向です。住宅建設は、令和5年に入ってから前年同期比でマイナスが続いています。投資関連も横ばいで推移していましたが、令和2年を底に増加傾向に転じています。

続きまして、「物価・生計費」についてです。7 ページに、消費者物価指数の推移を掲載しております。令和4年に上昇に転じ、令和5年に入ってもおおむね右肩上がりです。9 ページには、標準生計費について掲載しております。富山市の数値に増減が見られますが、〈参考〉に記述のとおり、住宅関係費や雑費Ⅱの増減が主な要因と見られます。

「貿易等」は飛ばしまして、「雇用」について御説明いたします。13 ページに景気動向指数の遅行指数とされている常用雇用指数の推移を、15 ページに一致指数とされている所定外労働時間指数の推移を掲載しております。常用雇用指数は微増微減を繰り返していましたが、令和4年に全国・富山県とも下降傾向を見せています。一方、所定外労働時間数は、令和2年に大きく減少しましたが、令和3年に上昇傾向に転じています。

16 ページに入りまして、全国ベースでの完全失業者数、完全失業率は令和4年に入りわずかながら減少傾向です。17 ページの有効求人倍率は、令和2年に全国・富山県とも大きく低下しましたが、令和3年に富山県、令和4年に全国値が上昇傾向に転じ、令和5年に入ってからはおおむね横ばいとなっています。

18 ページの求人・求職状況のとおり、求人数と求職数のギャップが認められ、令和4年においては新規求人が増加、新規求職は減少となりました。

最後に「賃金」について御説明いたします。19 ページの図6-1には事業所規模間の格差を、図6-2と次ページの図6-3には地域間の格差を記載しております。決まって支給する給与額の格差は拡大傾向ですが、短時間女性労働者の1時間当たりの賃金額にかかる格差はわずかながら改善しています。

20 ページの図6-4には県内の高校卒初任給を載せておりますが、令和4年は前年に比べ男性は増加、女性は減少し、男女計で前年比2,300円増加の178,500円となっております。

簡単ですが、以上で説明を終わらせていただきます。

[長尾会長] 今ほどの説明について、御質問等はございますか。

[労使各側代表委員] 特にありません。

[長尾会長] 続いて、議事3の「最低賃金に関する基礎調査結果について」につきまして、事務局から説明してください。

[山越賃金室長] 最低賃金に関する基礎調査結果について説明いたします。資料No.3を御覧ください。

前回の第2回本審でも御説明いたしましたが、本調査は、最低賃金審議会における審議に資するため、賃金の実態を把握することを目的に、比較的規模の小さい事業所を対象として、毎年実施している統計調査です

調査におきましては、最低賃金との比較に当たって除外される賃金、具体的には、精皆勤・通勤・家族の3手当と、時間外・休日労働等の所定外労働に対する賃金を除いた、いわゆる基本給を中心に調べ、これを時間額に換算して集計しております。

業種ごとの調査対象事業所数につきましては、資料の2ページを御覧ください。

左側の列が業種、真ん中の列が調査対象事業所数、右側の列が調査事業所数となっております。

「地域別最低賃金適用産業」につきましては、上から2行目にありますとおり、調査対象事業所数が20,776のところ、704事業所から回答がありました。

集計結果を説明いたします。

資料の3ページを御覧ください。ここでは平成30年度から令和5年度までの特性値の推移を示しております。

特性値は、第1・20分位数、第1・10分位数、第1・4分位数及び中位数を記載しております。なお、第1・20分位数はデータを低い方から順に並べ20等分した際の最初の境界にある値、中位数はちょうど真ん中の位置にある値となります。

今年度の特性値は、第1・20分位数が908円、第1・10分位数が910円、第1・4分位数が980円、中位数が1,200円となっております。

次に、資料の4ページを御覧ください。ここでは産業別の特性値を示しており、「地域別最低賃金対象産業計」を棒グラフ、産業別の値を折れ線グラフで示しています。

第1・20分位数は、「地域対象産業計」が908円、業種別では「製造業」が908円と「地域対象産業計」と同額、「卸・小売業」「宿泊、飲食サービス業」「サービス業(他に分類されないもの)」が910円と「地域対象産業計」を2円上回り、「医療・福祉」が925円と「地域対象産業計」を17円上回っています。

第1・10分位数は、「地域対象産業計」が910円、業種別では「製造業」「卸・小売業」「サービス業(他に分類されないもの)」が910円と「地域対象産業計」と同額、「宿泊、飲食サービス業」が923円と「地域対象産業計」を13円上回り、「医療・福祉」が958円と「地域対象産業計」を48円上回っています。

続いて、資料の5ページを御覧ください。ここでは、昨年度と今年度の特性値を比較しております。

昨年度と比較しますと、第1・20分位数は3.18%、第1・10分位数は1.79%、第1・4分位数は1.66%、中位数は4.44%の増加が認められます。また、平均賃金は4.69%の増加となりました。

最低賃金に関する基礎調査結果については、以上です。

[長尾会長] 今ほどの説明について、御質問等はございますか。

[労使各側委員] 特にありません。

[長尾会長] 議事4の「公示による関係労使の意見聴取に係る報告について」につきまして、事務局からお願いします。

[河合賃金室長補佐] 7月3日に富山県最低賃金の改正決定についての諮問をさせていただき、同日付けで関係労働者及び関係使用者の意見聴取に関する公示を行いましたところ、意見書が4件提出されました。

それぞれ写しを資料No.4として添付しております。それでは、これらを当該意見書の概要を御説明することにより御報告させていただきます。

まず、資料No.4-1、富山県労働組合総連合様からの意見書について御説明いたします。意見書の内容といたしましては、日本は相対的貧困率が相対的に高く、また、先進国で唯一実質賃金の上らない国であり、その背景には非正規化とこれに伴う正規の賃金低下があるが、特に激しい物価高の中で賃金の底上げが喫緊の課題であること。全労連の調査によると、健康で文化的な生活を営む上で必要な最低生計費は地域による大きな格差は認められず、時間給1,500円前後が必要となること。日本の最低賃金が上らない原因として、大企業による中小企業支配があげられるが、この格差構造を前提とした産業構造を克服するためには中小企業支援策の大幅改善が必要であること。以上の趣旨から、最低賃金1,500円以上を目指して大幅に引き上げること、及び、国に対して全国一律制に向けた方向転換と大胆な中小企業支援策を強く要請することを求めています。

続いて、資料No.4-2、富山県医療労働組合連合会様からの意見書について御説明いたします。

意見書の内容といたしましては、医療・介護労働者は、過酷な労働実態と社会的役割を考慮すると低い賃金水準にあり、このことが人手不足に拍車をかけていること。医療・介護・福祉労働者は全国どこでも同水準の医療・介護を提供しなければならないにもかかわらず、賃金は地域によって大きな格差が存在していること。コロナ禍が長引くことにより、医療・介護事業所の経営が悪化し、労働者の心身の疲弊も極限状態で、仕事を辞めたいと考えている労働者の割合が8割に達していること。医療の施設では3割以上、介護施設では5割以上、在宅介護では約9割が非正規労働者となっており、非常事態宣言による自粛により、雇用が脅かされ、収入が激減するなど暮らしを直撃していること。医療と看護、介護の提供体制の改善、人手不足解消のためには賃金水準の引き上げが必要であり、大幅な最低賃金の引き上げを即時に実現することを求めています。

続いて、資料No.4-3、全日本建設交運/一般労働組合/富山県本部様からの意見書について御説明いたします。

意見書の内容といたしましては、労働者の生活向上と景気回復につながる大幅な改善のため、積極的な最低賃金の引き上げを求めています。

続いて、資料No.4-4、富山県高等学校/教職員組合様からの意見書について御説明いたします。

意見書の内容といたしましては、コロナ禍により、家庭の経済状況が悪化して進学を諦めざるを得なくなる、定時制・通信制の生徒ではアルバイトの減少により修学自体が困難になる、就職・進学後の状況に不安を抱えている等の声が高校現場から聞こえていること。低すぎる最低賃金水準近傍で実際に働く労働者が近年増加しているが、若年層の低賃金化は、結婚、出産・子育てという人生設計を阻害し、地方において勤労世代の流出を招き、ひいては少子化問題の深刻化に歯止めがかからぬ原因となっていること。最賃審の委員の皆様には、いま必要とされる「社会的な賃上げ」を実現し、次世代の社会を担う高校生・若者の教育環境改善と将来展望を拓くことも視野にいれ、富山県最低賃金の大幅な引上げを答申することを求めています。

提出いただいた意見書は以上です。

[長尾会長] 今ほどの関係労使の意見に関しまして、御意見等がございますか。

[労使各側委員] 特にありません。

[長尾会長] 特に御意見等はないようですが、当審議会といたしましては、今ほど報告のありました関係労使の意見を今後の審議の参考とさせていただきたいと存じますので、よろしくお願いいたします。

それでは、議事5の「その他」ですが、何かございますか。事務局から何かありますか。

[河合賃金室長補佐] 事務局から、署名の件で御報告がございます。

富山県労働組合総連合から、「最低賃金全国一律1,500円をめざし、貧困の解消・経済の好循環を」「富山県の最低賃金の大幅改善を求める要請」と題し、富山県最低賃金908円を、時間額1,500円をめざして引き上げること等を求める、富山労働局長と審議会長あての署名が7月24日に706筆追加提出され、第2回本審の際に御報告させていただいた5,339筆と合わせ、署名の総数は6,045筆となりました。

署名につきましては、事務局側のテーブルに置いてあります。

[長尾会長] 報告のありました、当審議会に提出された要請書及び署名につきましては、今後の審議の参考とさせていただくことといたしたいと存じますので、よろしくお願いいたします。

以上で本日の議事はすべて終了いたしました。

引き続き、富山県最低賃金専門部会が予定されておりますが、富山県最低賃金の改正決定につきまして、専門部会において十分に調査審議がなされ、合意形成が図られるよう、労使双方の御協力をお願いします。

本日の審議会の議事録確認担当委員には、私のほか、
労働者代表委員からは、黒川委員
使用者代表委員からは、八田委員

のお二人にお願いしたいと存じますが、よろしいですか。

[労使各側委員] 異議なし。

[長尾会長] それでは、本日の審議は以上で終了とします。
お疲れ様でした。